

水戸市立第二中学校PTA規約新旧対照表

現行	改正案
第1条から第6条 (略)	第1条から第6条 (略)
第4章 会員	第4章 会員
<p>第7条 本会の会員は正会員と特別会員とする。</p> <p>1 正会員は学校に在籍する生徒の<u>父母</u>またはこれに代る者（以下<u>父母</u>という）、学校に勤務する校長及び教員（以下教員という）とし、すべて平等の権利と義務を有する。</p> <p>2 特別会員は本校卒業生の<u>父母</u>、並びに教育に関心を持つ者で本会に入会した者とする。</p>	<p>第7条 本会の会員は正会員と特別会員とする。</p> <p>1 正会員は学校に在籍する生徒の<u>保護者</u>またはこれに代る者（以下<u>保護者</u>という）、学校に勤務する校長及び教員（以下教員という）とし、すべて平等の権利と義務を有する。</p> <p>2 特別会員は本校卒業生の<u>保護者</u>、並びに教育に関心を持つ者で本会に入会した者とする。</p>
第8条から第11条 (略)	第8条から第11条 (略)
第6章 役員の選出	第6章 役員の選出
<p>第12条 本会の役員は次の通りとする。</p> <p>1 会 長 1名 <u>父母</u></p> <p>2 副会長 3名 <u>父母</u> 及び教員</p> <p>3 会 計 2名 <u>父母</u> 及び教員</p> <p>4 書 記 2名 <u>父母</u> 及び教員</p> <p>役員の任期は1年とし兼任を認めない。但し再任を妨げない。</p> <p>なお、役員数は、役員候補者選考委員会が必要と認めた場合、変更することができる。</p>	<p>第12条 本会の役員は次の通りとする。</p> <p>1 会 長 1名 <u>保護者</u></p> <p>2 副会長 3名 <u>保護者</u> 及び教員</p> <p>3 会 計 3名 <u>保護者</u> 及び教員</p> <p>4 書 記 2名 <u>保護者</u> 及び教員</p> <p>役員の任期は1年とし兼任を認めない。但し再任を妨げない。</p> <p>なお、役員数は、役員候補者選考委員会が必要と認めた場合、変更することができる。</p>
<p>第13条 役員の選出は次の通り行われる。</p> <p>1 役員は役員候補者選考委員によって推薦された候補者より<u>年度末</u>総会において<u>報告</u>及び承認<u>してもらう。</u></p>	<p>第13条 役員の選出は次の通り行われる。</p> <p>1 役員は役員候補者選考委員によって推薦された候補者より<u>定期</u>総会において<u>選出</u>及び承認<u>する。</u></p>
2 (略)	2 (略)
第14条から第15条 (略)	第14条から第15条 (略)

<p>第8章 会議</p>	<p>第8章 会議</p>
<p>第16条 本会は次の会議を開催する。</p> <p>1 総会</p> <p>(1) 定期総会 <u>ア 年度始総会（決算の承認，前年度事業報告及び会計報告，今年度事業計画及び予算，会計監査委員の選出，その他緊急事項に関する審議並びに承認）</u></p> <p><u>イ 年度末総会（次年度役員を選出及び承認，その他緊急事項に関する審議並びに承認）</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第16条 本会は次の会議を開催する。</p> <p>1 総会</p> <p>(1) 定期総会 <u>(削除)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第17条から第18条 (略)</p>	<p>第17条から第18条 (略)</p>
<p><u>第19条 (追加)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>第19条 総会が議決すべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 定期総会 <u>前年度事業報告及び会計報告決算の承認、今年度役員 の選出並びに承認、会計監査委員の選出、今年度事業 計画及び予算の審議並びに承認、その他緊急事項に関 する審議並びに承認</u></p> <p>(2) 臨時総会 <u>必要案件の審議並びに承認、その他緊急事項に関する 審議並びに承認</u></p> <p>2 <u>前項の議決は、原則として招集による議決とするが、実行委員会が 必要と認めた場合は、書面議決（電磁的記録を含む）によることが できる。</u></p>
<p>第19条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第20条 (略)</p> <p><u>2 書面議決においては、提出された書面の枚数をもって出席者と する。</u></p>
<p>第20条から第25条 (略)</p>	<p>第21条から第26条 (略)</p>
<p>第11章 委員会</p>	<p>第11章 委員会</p>
<p>第26条 各学年委員会の委員長は1名，副委員長は<u>6</u>名とし，それぞれ 各学年から選ばれる。専門委員会の委員長は1名とし，副委員</p>	<p>第27条 各学年委員会の委員長は1名，副委員長は<u>4</u>名とし，それぞれ 各学年から選ばれる。専門委員会の委員長は1名とし，副委員</p>

長は各学年2名ずつとする。任期は1年とする。但し再任を妨げない。	長は各学年2名ずつとする。任期は1年とする。但し再任を妨げない。
第27条から第32条（略）	第28条から第33条（略）
第12章 委員会の任務	第12章 委員会の任務
第33条 役員候補者選考委員会は、 <u>年度末</u> 総会に提出する次年度役員候補者を推薦する。	第34条 役員候補者選考委員会は、 <u>定期</u> 総会に提出する次年度役員候補者を推薦する。
第34条（略）	第35条（略）
第35条 会計監査委員会は、 <u>年度始</u> 総会において会員から選出された3名以上の委員によって構成され、随時その年度の会計を監査し、その結果を <u>年度始</u> 総会において報告する。	第36条 会計監査委員会は、 <u>定期</u> 総会において会員から選出され3名以上の委員によって構成され、随時その年度の会計を監査し、その結果を <u>定期</u> 総会において報告する。
第36条（略）	第37条（略）
第13 <u>条</u> 改正	第13 <u>章</u> 改正
第37条（略）	第38条（略）

上記のほか「公用文作成の考え方」（令和4年1月 文化審議会建議）により、読点を「、」に改正する。